

平成 27 年 10 月 21 日
国土交通省航空局

仙台空港特定運営事業等の優先交渉権者選定に係る 客観的評価結果等の公表等について

国土交通省航空局は、先般実施した仙台空港の運営委託に係る優先交渉権者の選定について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、審査に係る客観的評価結果を公表します。

また、優先交渉権者による提案の概要と審査委員会における審査講評もあわせて公表しましたので、お知らせいたします。

今後のスケジュール（予定）

- ・運営権設定・実施契約の締結 平成 27 年 12 月
- ・空港運営事業開始
 - ビル施設等事業の開始 平成 28 年 2 月
 - 上記以外の事業（滑走路等の維持管理・着陸料の收受等）の開始
平成 27 年 12 月より引継ぎ（OJT 等）を開始
平成 28 年 6 月末に事業完全移管

添付資料

- 資料 1 優先交渉権者選定結果（国土交通省航空局）
- 資料 2 提案概要（東急前田豊通グループ）
- 資料 3 審査講評（仙台空港優先交渉権者選定に係る審査委員会）

【問い合わせ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 川端、津田
連絡先：03-5253-8111（内線 49-190、49-109）
03-5253-8714/03-5253-8715（直通）
03-5253-1658（FAX）